

質問回答

平成 26 年 6 月 23 日

「(案件名)インド国プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和事業準備調査」

(公示日:平成 26 年 6 月 11 日)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P6 6. 業務の内容 II プネ市 ムラ・ムタ川汚染緩和事業ス コープの決定 (1) 施設の概略 設計 及び P21 自然条件調査仕様書	<p>6. 業務の内容 II プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和事業 スコープの決定(1)施設の概略設計では、『DPR を 所与とせず、調査対象地域に最も適切と思われる 下水道システムの検討や地質調査や地形測量等を 含めた必要な調査を行ったうえで、概略設計を行 う。』とある。</p> <p>DPR を所与とせず概略設計を実施するということ は、下水道システムの検討において事業対象となる 管渠全体の測量をした上で路線計画する事を意味 するのでしょうか。それとも自然条件調査仕様書(4) ルート踏査の目的に記載のあるように、DPR の布 設予定ルートを精査し、既存道路との乖離があつた り、ルート選定において検討不足だと判断した場 合に、該当部分の概略設計をするということでは しょうか。上記方針に応じて業務量が大幅に変わ ってきます。</p>	<p>ご指摘の后者「DPR の布設予定ルートを精査し、既存道 路との乖離があつたり、ルート選定において検討不足だと 判断した場合に、該当部分の概略設計をする」のとおりで す。精査の結果、DPR のスコープに重大な問題があり詳 細な調査が必要と判断される等、業務量が大幅に変更と なる場合には、調査期間の延長等も検討します。</p>

2	<p>P3 5. 実施方針及び留意事項</p> <p>(4) 事業費上限額の早期確定</p>	<p>上記と同様に、</p> <p>(4) 事業費の上限額の早期確定にて、『本業務では DPR を精査した上で事業費の上限額を積算し』とあることから、DPR での概略設計に基づき不足している検討を加えたり本邦技術の導入などを検討する等の精査を行うことで、事業費の上限額を早期確定すると読み取れます。</p> <p>1. 事業費の上限額とはどのような金額を指すのでしょうか。</p> <p>2. 7. 成果品等(1) 報告書には、プログレス・レポート(10 月中旬)に含むとありますが、概略事業費算定前の概算金額程度の精度ということで宜しいのでしょうか。プログレス・レポート時点で概略事業費レベルの精度で算定することは時間的に難しいと考えております。</p> <p>3. 事業費の上限額は「DPR を精査した上」で積算するとの記述がありますので、施設の概略設計でも DPR の精査に基づくと理解して宜しいのでしょうか。</p>	<p>1. 検討される事業内容に基づき、積算時に想定されるコスト積算の最大値を指します。</p> <p>2. プログレス・レポートに記載する概算事業費案は、可能な限り概略事業費レベルの積算が望ましいですが、算定が時間的に難しい場合は提出時期を 11 月上旬に変更することを可とします。</p> <p>3. 施設の概略設計は、DPR を精査したうえで不足している部分や、本邦技術の導入等の検討の結果を踏まえて実施下さい。</p>
3	<p>P4 6. 業務の内容 対象地域の下水(汚水及び雨水)セクターの現状調査(6) 水質調査</p>	<p>既存データ収集に加え、データを検証するためのサンプル調査を行う。とあります。</p> <p>1. サンプル調査とはどのような調査を意図しているのでしょうか。</p> <p>2. 既存データの妥当性を評価するには、既存データの測定点のうち少なくともいくつかの地点において定期的に複数回のサンプル調査(採水、水質分析</p>	<p>サンプル調査は実施機関が提供するデータや DPR に記載されている情報の妥当性を確認するためのもので、その具体的な方法や規模についてはプロポーザルにて提案下さい。最小限の調査は、ムラ川・ムタ川それぞれの上流地点、両河川の合流地点付近、合流後の下流地点において、調査期間中 3 回の採水調査とし、調査項目は、DPR に記載されている水質調査項目と揃えて下さ</p>

		調査を想定。以下、同様)をする必要があります。これらの、サンプル調査の仕様書案を示して頂くことは可能でしょうか。また、サンプル調査を現地再委託として別見積で計上して宜しいでしょうか。	い。 現地再委託が適当と判断する場合には、理由を記載のうえプロポーザルでご提案下さい。その際、別見積で計上することを可とします。
4	P10 6. 業務の内容 II プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和事業スキームの決定 (6) 環境社会配慮 2)簡易住民移転計画の作成支援	指示書(P3)では公用地が予定地であり、用地取得・住民移転は発生しない予定とあります。現時点では簡易住民移転計画の作成支援は必要ないと想定し、現地確認の結果、私有地の取得、もしくは移転が発生する見込みとなった時点で、貴機構と協議の上でスキームを決定し、変更契約として、担当団員の MM の増加及び再委託業務等を追加できると理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通り、現時点では簡易住民移転計画の作成支援は実施しない予定ですが、調査の過程で必要が生じた場合には、契約変更を行い MM の増加及び再委託業務等を追加検討します。
5	便宜供与について	MM ではカウンターパートによる事務所スペースの提供が明記されていますが、机、いす等の事務所家具、コピーマシン等の事務所機器、インターネット接続環境の提供については記載がありません。こうした費用は見積もりに計上すべきでしょうか？	Pune MC から提供されるものは、事務所スペース、椅子、机です。それ以外の必要な事務所機器等はその他原価で支出します。